



欧州関税アップデート

欧州

デロイトトーマツ税理士法人

2015年12月

新欧州連合関税法典(UCC)

(1) 導入

新欧州連合関税法典(Union Customs Code: 以下「UCC」)はEUにおける関税関連規則のアップデートであり、その多くの条項は、Delegated Acts および Implementing Acts の採択をもって2016年5月1日から適用予定である。Delegated Acts および Implementing Acts の公表は2015年末または2016年初頭になるものと予測されており、本ニュースレターはその最終化前の草案を基に作成されている。

UCC の導入は、関税関連規則および手続の合理化、事業者に対する法的な予測可能性および画一性の提供、関税当局に対する透明性の向上、手続の簡素化およびペーパーレスの電子手続環境への移行等を目標としたものである。UCC が要求する電子手続環境への移行は、2020年12月31日までに行われる予定である。

2016年5月1日以降の改正は、保税倉庫等の特別措置を使用する事業者に対する保証金(guarantee)の義務化等様々な項目を含むが、本ニュースレターでは、欧州において事業を営む日系企業の営業損益に影響し得る以下の項目の概要を説明する。

- ファーストセールの廃止
- ロイヤルティーおよびライセンス料の課税要件拡大
- 再輸出加工免税(Inward Processing Relief)の改正

(2) ファーストセールの廃止

現行法規下では、輸入者は関税価格として、サプライチェーン内の先行する取引の価格を使用することが一定の条件の下で認められている。このいわゆるファーストセール条項が廃止され、ラストセールに一本化されるものと考えられている。当該変更に関する Implementing Acts 草案の文言は、以下のとおりとなる。

- 欧州連合の関税域内への輸出を目的として販売される製品の取引価格は、当該製品が関税域内に搬入される直前に行われた販売に基づき、通関申告受領時に算定されなければならない

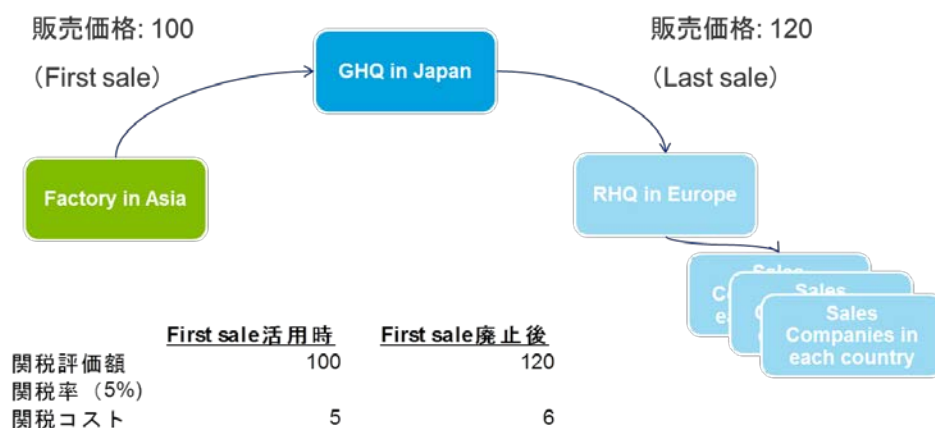
2017年12月31日までの期間については、一定の条件の下でファーストセールの継続使用を認める経過措置が導入されている。当該経過措置適用のための条件は、次のとおりとなる。

該当する取引契約が以下の要件をすべて満たすこと。

- 当事者に対して契約上の拘束力を有すること
- 契約中で、先行する取引(ファーストセール)に係る合意が参照されていること
- Implementing Acts の発効日 (EU Official Journal への公告から 20 日目とされる予定) より以前に発効していること

Implementing Acts の公表 (publication) が 2015 年末または 2016 年初頭に予測されていることから、2017 年までファーストセールを継続使用したい日系企業は、経過措置適用のための条件が充足されていることを確認・文書化するべく直ちに行動をとる必要がある。経過措置の実務的な解釈については各国税務当局が異なる見解を示すことが予測されることから、企業は欧州にてファーストセールを用いている国を確認の上、対応を検討することが推奨される。

例



(3) ロイヤルティーおよびライセンス料の課税要件拡大

1) 一般原則: ロイヤルティーおよびライセンス料に対する関税の課税要件の拡大

現行法規下では、関税価格の算定上、買手が輸入する製品に係る無形資産の対価として買手が負担するロイヤルティーおよびライセンス料の支払は、当該支払が輸入製品の販売条件であることを条件に、取引価格に加算することが要求されている。ロイヤルティーおよびライセンス料の支払が販売条件として定められていない場合、関税価格の算定上これを取引価格に含める必要はない。

<現行の共同体関税法典(CCC)第32条>

1. (・・・) 関税価格の算定に当たっては、輸入製品に対して実際に支払われた／支払われるべき価格に以下の要素を加算しなければならない

C: 輸入製品の販売条件として買手が直接／間接に支払うべき、輸入製品に係るロイヤルティーおよびライセンス料で、それが実際に支払われた／支払われるべき製品価格に含まれていない場合

<現行の施行規定(CCCIP)第 157 条>

2. 輸入製品の関税価格(…)の算定上、ロイヤルティーまたはライセンス料を加算しなければならないのは、次の場合に限る

- 当該ロイヤルティーまたはライセンス料が、輸入製品に係るものである
- その支払が、当該輸入製品の販売条件である

UCC 第 71 条は、上述の CCC 第 32 条の規定をほぼ同じ文言で踏襲している。

<UCC 第 71 条>

1. (…)関税価格の算定に当たっては、輸入製品に対して実際に支払われた／支払われるべき価格に以下の要素を加算しなければならない

C: 輸入製品の販売条件として、買手が直接／間接に支払うべき、輸入製品に係るロイヤルティーおよびライセンス料で、それが実際に支払われた／支払われるべき価格に含まれていない場合

さらに、Implementing Acts においては、上述の「輸出製品の販売条件である」という文言の解釈の範囲を拡大する旨の次の規定を定めている。

<UCC Implementing Acts 第 136 条(4)>

以下のいずれかの条件に合致する場合、ロイヤルティーまたはライセンス料が輸入製品の販売条件として支払われたとみなすものとする。

- A 売手(または売手の関連者)が、買手に対しロイヤルティーまたはライセンス料の支払を要求する場合
- B 買手による支払が、契約に則った売手の義務を充足させるために行われる場合
- C 当該ロイヤルティーまたはライセンス料のライセンサーへの支払なくしては、製品が買手に販売されない、または、買手が当該製品を購入できない場合

つまり、実際に輸入製品の売手と買手の間でロイヤルティー支払を販売条件とする取極めが行われていなくとも、何らかの理由で買手がロイヤルティーの支払無しには製品の購入が不可能となる等の場合には、事実上「輸入製品の販売条件である」という要件を満たすこととなり、結果として、ロイヤルティーの支払額を製品の取引価格に加算して関税価格としなければならないこととなる。

2) 商標に対するロイヤルティーの例外規定の廃止

現行法規は、上述 3.1 で述べたロイヤルティーおよびライセンス料の関税課税要件についての一般規定に対し、商標の使用権に係るロイヤルティーおよびライセンス料に係る例外規定を設けている。

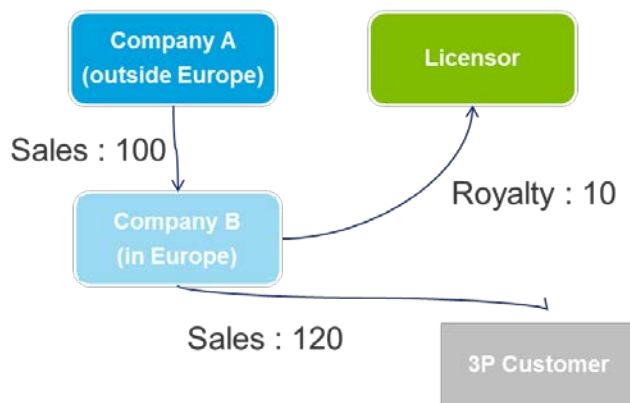
<CCCIP 第 159 条>

商標の使用権に係るロイヤルティーおよびライセンス料を、輸入製品の関税価格に加算しなければならないのは、以下の場合に限る。

- 当該ロイヤルティーおよびライセンス料に係る輸入製品が、輸入国と同一国で再販売される場合、または、輸入後の加工が限定的な場合
- 当該輸入製品が、ロイヤルティーおよびライセンス料の対象となっている商標を、輸入前または輸入後に添付された上で販売される場合
- 買手が、売手と非関連のサプライヤーからは当該製品を自由に調達できない場合

前頁の条件に合致しない商標に対するロイヤルティーは、関税価格への加算を免れている。ところが、Implementing Acts にはこの例外規定が設けられていないため、今後、商標に対するロイヤルティーもまた、前述のロイヤルティーの関税課税要件に関する一般規定の対象となることにより、一定の状況においては関税が課せられることとなる。

例



	UCC導入前	UCC導入後
関税評価額	100	110
関税率 (5%)		
関税コスト	5	5.5

(4) 再輸出加工免税(Inward Processing Relief)の改正

1) 欧州域内での加工目的で輸入する製品に対する現行の関税猶予・還付制度

現行の欧州関税法においては、欧州域内での加工のために一時的に製品を輸入し加工後に再輸出をする事業者に対しては、一定の要件下で、輸入時の関税および輸入 VAT 等を免除する“再輸出加工免税(Inward Processing Relief: 以下「IPR」)”と呼ばれる制度が存在している。この制度は、欧州域内の加工業者が域外の加工業者に比べて競争上不利になることを回避する目的で導入されたものである。

“IPR”には、“再輸出加工免税 課税猶予: 以下「IPR Suspension」”と“再輸出加工免税 還付: 以下「IPR Drawback」”の二つのタイプがある。前者は輸入時の課税を免除し、加工後製品のうち結果として再輸出されなかった製品についてのみ課税するという制度である一方、後者は輸入時にいったん課税し、加工後製品のうち再輸出されたものにつき還付を行う制度である。

一方、これに類似する制度で、“税関管理下の加工(Processing under Customs Control 以下:「PCC」)”と言う制度がある。これは加工目的で域内に輸入する製品の輸入関税を免除し(ただし輸入 VAT は課税)、加工後の製品が域内に自由流通(free circulation)に付される時点で加工後の製品の品目分類、価格に基づき関税を課す制度である。

2) UCC による改正

UCC により、次の制度改正が行われる。

- まず、現行の IPR Suspension 制度は、加工用製品の輸入時に、加工後製品の再輸出の「意図(intention)」があることを課税猶予の要件としているが、UCC 発効後はこの要件が無くなる
- この要件がなくなることにより、IPR Suspension 制度と PCC 制度に実質的な差異が無くなるため、この二つの制度が統合される

- また、IPR Drawback 制度は廃止される
- 原則として、域外製品が域内での加工後に域内自由流通に付される時、加工後の製品をベースとして関税額が算定される。ただし、事業者の特段の申請があれば、加工目的で域内に搬入された域外製品が IPR 制度下に置かれた時点での品目分類、関税価格、数量、性質、原産地に基づいて関税額を算定することも可能となる
- ただし、IPR 制度下に置かれた時点で、既に商業・農業政策またはアンチダンピング税、相殺関税、セーフガード税、報復関税を課税され、域内の自由流通に付されている製品の場合には、加工後の製品ではなく、IPR 制度下に置かれた時点での製品をベースに関税額を算定することを義務付けている
- なお、現行の制度では、事前の承認により、IPR 制度下に置かれた域外製品と域内で自由流通に付されている同等製品 (equivalent goods) との互換性を認めている (例えば、域外から輸入された製品の同等製品を用いて加工した製品を輸出する場合、あたかも域外製品が加工に用いられ再輸出された場合と同様に関税が免除される)。ただし、当該域外製品が自由流通に付される際にアンチダンピング課税等の対象となる製品については、同等製品の使用は認められなくなる

現状 IPR Suspension 制度・IPR Drawback 制度・PCC の認可を受けている輸入者は、これらの制度に関する活動を見直し、UCC 発効に向けて準備することが必要となる。特に、(i) IPR 制度下における加工後の製品の自由流通申告時の影響、(ii) 新規定下での関税額の算出、(iii) アンチダンピング税の対象となる可能性のある「同等製品」の扱いについて、確認する必要がある。

(5) その他

UCC には、上記以外にも様々な制度改正が含まれている。その例は以下のとおり。

- 保税倉庫・IPR、その他の特別措置使用時の保証金 (Guarantee) の義務化 (ただし、Authorized Economic Operator: 以下「AEO」の資格を有するまたは AEO 資格取得の要件を満たす事業者に対しては一定の保証金 (Guarantee) 免除措置が導入される)
- AEO の資格取得条件の追加および 2019 年 5 月を期限とする新規条件の下での既存の AEO 適格事業者のレビュー
- 保税倉庫に関する種類その他制度変更

(6) 影響

欧州は、日米と比べて工業製品に対する関税率が依然として高く、また関税当局と納税者との間の争いが伝統的に多い地域である。UCC の導入は、欧州で事業を営む日系企業にとって営業費用の増加をもたらす可能性がある。欧州が成熟市場であり合理的なコスト削減の重要性が高いことを考えると、UCC 導入の影響については直ちに評価を行うことが推奨される。

まず、UCC の導入後の適正な関税価格 (ロイヤルティーの取扱い等)、特別措置使用時の保証金 (Guarantee) 義務化および AEO の資格条件追加等の新しいコンプライアンス事項への対応方針・処理変更について各国・各事業部の担当者に通知するとともに、ファーストセールを使用している企業については 2017 年までの経過措置の適用を確実にするべく条件充足の確認・文書化を行うことが推奨される。

次に、ファーストセール活用企業や多額のロイヤルティーを支払っている企業については、欧州における営業費用の増加額が多額に及ぶ可能性がある。それらの企業は、諸々の関税削減プランニングを実行することで、増加する関税コストを吸収するため施策の実行可能性を検討すべきものと考えられる。個々の企業の状況によって、特別措置の活用、FTA・EPA・Information Technology Agreement (ITA)、その他の通商協定の最大活用、関税評価額の見直し、関税分類 (HS Code) の見直し、サプライチェーンの最適化等の様々な方策が検討できる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

デロイト トーマツ 日系企業サービスグループ(Japanese Services Group:JSG)

加納 直幸(日本)	+81 80 3698 8617	naoyuki.kano@tohmatu.co.jp
有馬 輝(ベルギー)	+32 2 600 67 57	tarima@deloitte.com
枝常 拓(英国)	+44 20 7007 6115	tedatsune@deloitte.co.uk
佐藤 光俊(ドイツ)	+49 211 8772 2099	misato@deloitte.de
藤尾 和樹(オランダ)	+31 88 288 4315	KaFujio@deloitte.nl
野出 唯知(チェコおよび中東欧)	+42 024 604 2608	tanode@deloittece.com
岸 貴之(イタリア)	+39 028 332 2507	takakishi@deloitte.it
原 雅之(フランス)	+33 140 882 928	mashera@deloitte.fr
長瀧 隆三郎(スペイン)	+34 932 533 649	tnagataki@deloitte.es
浅田 裕一(アイルランド)	+35 314 172 559	yasada@deloitte.ie

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“を超える人材は、メンバーファームのネットワークを通じ、デロイトを自らの使命としています”。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“または”メンバーファームはそれぞれ)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。